

第3次津山市健康増進・食育推進計画及び  
第2次津山市自殺対策計画策定支援業務に  
係る公募型プロポーザル実施要領

※この公募は、令和5年度当初予算の成立を前提に募集を行うものです。

津山市こども保健部健康増進課

令和5年3月

## 第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザルは、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和5年度当初予算の成立を前提に行う行為であり、本業務における予算が成立した場合には、該当事業者と令和5年5月に契約等を行うこととなります。あらかじめご了承ください。

### 1 目的

本要領は、第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名称 第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務仕様書」参照
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### 3 見積上限額

¥4,500,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

### 4 実施方式

公募型プロポーザル

### 5 スケジュール

- 令和5年3月17日（金）：公募開始（ホームページ掲載）  
令和5年3月29日（水）17時：質問提出締切  
令和5年4月3日（月） 予定：質問回答（ホームページ掲載）  
令和5年4月14日（金）17時：参加申込締切  
令和5年4月18日（火）：参加資格審査結果通知書送付  
令和5年5月2日（火）17時：企画提案書等の提出締切  
令和5年5月10日（水） 予定：審査（プレゼンテーション審査）  
令和5年5月19日（金） 予定：審査結果の通知

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年施行令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和 2 年津山市告示第 1 号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成 24 年度以降、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく市町村「健康増進計画」（以下「健康増進計画」という。）及び自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づく市町村「自殺対策計画」（以下「自殺対策計画」という。）の策定支援業務のうち、地方公共団体からどちらも 1 事業以上受注した実績を有すること。
- (7) 令和 3・4 年度 津山市物品等指定登録業者指名申請において「29 調査・統計・計画」業種の登録を受けていること。

## 7 質問・回答

### (1) 提出方法

別添の質問書（様式第 1 号）により、ファクシミリで提出すること。ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 提出期限 令和 5 年 3 月 29 日（水） 17 時まで（必着）  
（質問提出期間 令和 5 年 3 月 17 日（金）～令和 5 年 3 月 29 日（水））
- (3) 提出先 FAX 番号：（0868）32-2161
- (4) 回答方法 津山市子ども保健部健康増進課のホームページにて公表
- (5) 回答日時 令和 5 年 4 月 3 日（月）予定

## 8 参加申込・参加承認

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則（平成 6 年津山市規則第 5 号）他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加表明書兼応募資格審査申請書（様式第 2 号）
- イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第 3 号）

ウ 委任状（必要に応じて、様式第4号）

エ 国税及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する都道府県税及び市町村税の納税証明書の写し（いずれも令和5年3月1日以降証明分）

オ 業務実績書（様式第5号）

- (2) 提出期限 令和5年4月14日（金） 17時まで（必着）  
（提出期間 令和5年3月17日（金）～令和5年4月14日（金））

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したのものについては受付しない。

- (4) 提出場所

津山市こども保健部健康増進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL（0868）32-2069 FAX（0868）32-2161

- (5) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、令和5年4月18日（火）に参加資格の可否を送付する。

## 9 企画提案書提出期限及び作成方法

- (1) 提出期限 令和5年5月2日（火） 17時まで（必着）  
（提出期間：令和5年4月19日（水）～令和5年5月2日（火））

- (2) 提出方法

企画提案書応募申請書（様式第7号）に企画提案書及び業務の実施体制（様式第8号）を添付し、持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

- (3) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

- (4) 提出場所

津山市こども保健部健康増進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL（0868）32-2069 FAX（0868）32-2161

- (5) 企画提案書作成方法

### ①企画提案書

《作成上の留意点》

- ・使用する用紙は、A4サイズ（日本工業（JIS）規格）を基本とし、《記載内容》で示す項目のすべてを片面換算20ページ以内（表紙を除く。）で作成すること（例：A4サイズ両面印刷の場合、A3サイズの場合・・・各2ページに換算）。
- ・原則として《記載内容》の項目ごとに整理し、項目名のまま、もしくは準じた表現を用いること、なお、整理できない項目がある場合、任意の表題を付したうえで作成すること。

- ・項目ごとのページ配分は任意とし、記載順序については、応募者において、審査におけるプレゼンテーション等を考慮し変更することは可とする。
- ・用紙の向き（縦・横）及び片面・両面印刷は任意とするが、用紙の向き及び片面・両面印刷が混在しないこと。
- ・簡潔かつ明瞭に表現するとともに、必要に応じて表・図及び写真などを用いるなど、専門知識を有しなくとも容易に理解できるような表現・内容に努めること。
- ・使用する書体及び縦・横書きは任意とするが、表の項目名・フロー図のキャプション等を除き、フォントサイズは10ポイント以上とすること。
- ・図・写真などを用いた場合については、容易に判断・理解できるよう原則カラー印刷したものを提出すること。

《企画提案書記載イメージ》

項 目	記載内容
・表紙（文字フォントサイズ等規制無）	・「第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務に係る企画提案書」と題名。 ・応募者の商号又は名称を下部へ記載。
・応募者の概要	・御社の概要（経営理念、事業概要等）
・業務実績等	・業務実績等について、業務実績書（様式第5号）で記載した事項の補足。
・実施体制	・当計画策定支援業務について、業務の実施体制（様式第8号）で記載した事項の補足。
・委託業務	・仕様書（6委託業務の内容）を項目別に進め方、考え方、独自提案があれば記載。
・独自提案	・仕様書に定めていない、または、仕様書に定める以上に効果的・効率的となることが見込まれる独自提案・サービスの内容があれば記載。
・その他	・項目以外で記載したい事項。
・スケジュール	・業務ごとの計画工程（津山市仕様書との整合性があること。）

②業務の実施体制（様式第8号）

本業務に従事する人員配置計画及び配置する各担当者の実務経験年数、経験した健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、各種計画に関する策定支援業務の名称を記入すること。

③スケジュール

A4判の任意様式で、原則として2ページ以内にまとめること。

④参考見積書

見積上限額（税込）以内で、参考見積金額（税込）を記載し、企画提案内容に示した業務に係る経費の積算内容（数量記載必須）を明記すること。

計 画 名	各計画上限額（税込）	見積額（税込）	積算内訳
①第3次津山市健康増進・食育推進計画	¥3,000,000円	①の合計	①業務に係る経費の積算
②第2次津山市自殺対策計画	¥1,500,000円	②の合計	②同上
①+②見積上限額（税込）以内		①+②提案価格	

※国又は県の交付金対象事業とするため、参考見積には、①と②に経費を分けて積算すること。また、経費を分けることが困難なものについては案分等で対応すること。

## 10 審査方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

- (1) 候補事業者は、第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次津山市自殺対策計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査内容に基づき、審査委員会が決定する。
- (2) 選考方式は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査（審査基準に関する提案内容）とし、審査委員会委員が各自評価・採点する。
- (3) 審査委員会委員の評価点の合計が最低基準（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補事業者（優先交渉権者）として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が最低基準以上となる場合は候補事業者となる。
- (4) 評価点の最も高い者が同点で複数となった場合は、審査基準に示す項目のうち「3 委託業務に関する事項」の評価点が最も高いものを候補事業者（優先交渉権者）とする。
- (5) 選考の結果、適切な候補事業者がない場合又は応募者がいない場合は、候補事業者なしとした上で再募集する。

## 11 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

## 12 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

### (1) 実施日及び場所 （日時は予定）

- ①日時 令和5年5月10日（水） 午後2時開始予定
- ②場所 津山すこやか・こどもセンター 2階多目的室

### (2) 実施時間

30分程度

プレゼンテーション20分以内（厳守）  
質疑応答10分程度

(3) 出席者

3名までとする。

(4) 機器を使用する場合は、応募事業者において準備すること。ただし、スクリーンは会場備え付けのものを使用することができるので、希望する場合は事前に申し出ること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

応募申請受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

### 13 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知日 令和5年5月19日（金）予定。

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

### 14 契約等

最優秀提案者と、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

### 15 支払条件

本業務完了後、業務完了検査を行い、請求書を受理してから概ね30日以内に代金の支払いを行う。

### 16 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号）第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

### 17 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

## 18 その他

### (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

### (2) 参加辞退

参加表明書兼応募資格審査申請書又は企画提案書応募申請書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第9号）により、辞退の旨を担当課宛てに提出すること。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 審査（プレゼンテーション）を欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

### (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

また、企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを利用した結果、生じた責任は提案者が追うものとする。

- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 19 問合せ先

津山市こども保健部健康増進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2069 FAX (0868) 32-2161

E-mail : kenkou@city.tsuyama.lg.jp 担当者：森上，廣川，美録